

エイチ・エス損保の現状 2013



 **エイチ・エス損害保険株式会社**

目次

はじめに	1
I 当社の概況および組織	2
1 代表的な経営指標	2
2 経営方針	2
3 当社の特色	3
4 当社の沿革	4
5 株主・株式の状況	4
6 役員の状況	6
7 従業員の状況	7
8 当社の組織	8
II 保険会社の主要な業務の内容	8
1 取扱商品	9
2 各種サービス	10
3 保険の仕組み一般	11
4 保険約款	12
5 保険料	12
6 保険金の支払	13
7 保険募集	13
III 保険会社の主要な業務に関する事項	15
1 2012年度における事業の概況	15
2 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	17
3 業務の状況を示す指標	17
4 責任準備金の残高の内訳	26
5 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）	27
6 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表	27
IV 保険会社の運営	28
1 リスク管理体制	28
2 法令等遵守の体制	29
3 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	30
4 社外・社内の監査・検査体制	30
5 コーポレートガバナンスの体制	30
6 内部統制システムの構築に関する基本方針	31
7 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	32
8 反社会的勢力の排除のための基本方針	35
9 利益相反管理の基本方針	35
V 財産の状況	36
1 計算書類	36
2 リスク管理債権	42
3 債務者区分に基づいて区分された債権	42
4 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）	44
5 時価情報	45
6 その他	45
VI 保険会社およびその子会社等の概況	45
1 保険会社およびその子会社等の主要な概況	45

はじめに

東日本大震災の発生より、二年余りが経過しました。改めまして、被災された皆様に謹んでお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈りいたします。

エイチ・エス損保の旅行保険は、開業以来多くの方々のご支援を受け、おかげさまで、延べ 317 万人を超えるお客様（契約者数 平成 25 年 6 月末）にご利用をいただくことができました。

日頃のご愛顧に感謝いたします。ありがとうございました。

私たちは、「より分かりやすく、より安心感の高い商品を」というお客様のご要望にお応えすべく、新商品の開発および商品の改善に取り組んでおります。

2011 年 6 月に販売を開始した、ネット専用海外旅行保険「スマートネット」は、損保商品の原点とも言える「適正な補償を低廉な価格で」を実現すべく、コストの追求と市場性に焦点をあてて開発した商品です。昨年 8 月には、販売手法の変更および保険料の見直しを実施、本年 7 月には、1 回のお手続きで最大 7 名様までお引き受けが可能な「グループ旅行プラン」の販売を開始し、一段とパワーアップいたしました。

さらに、家財総合保険「やさしいネット」についても、本年 4 月に、補償内容の拡充、ルームシェアへの対応等、お客様のご要望を取り入れた商品改定を行いました。

また、保険金のお支払いについても、海外旅行保険、国内旅行総合保険ともに、従来請求完了日から 30 日以内であった保険金支払期限を、15 営業日以内に短縮する、当社独自の迅速な保険金支払を実現しています。

これらの取組みは、私たちの経営理念である「変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続ける」そして「お客様に最高のサービスを提供する」を実践したものであります。

一方で当社は、コンプライアンスの遵守およびリスク管理の推進を通じて、経営の健全性を高めるとともに、当社の考え方や、商品・サービス、経営に関する情報を誠実にわかりやすくお伝えするよう努めてまいります。

今後も、さまざまな取組みを通して、「保険は『エイチ・エス損保』」とのお声を頂戴できる企業へと成長できますよう、社員一同さらに努力してまいります。

なお一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

エイチ・エス損害保険株式会社

代表取締役社長

松尾 昭男

※ 本誌は、保険業法第 111 条および同施行規則第 59 条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

I 当社の概況および組織

1. 代表的な経営指標

	2011年度	2012年度
正味収入保険料	2,833百万円	3,121百万円
正味損害率	31.3%	29.3%
正味事業費率	55.5%	54.5%
保険引受利益	119百万円	270百万円
経常利益	121百万円	245百万円
当期純利益	212百万円	145百万円
単体ソルベンシー・マージン比率	614.6%	648.7%
総資産額	3,003百万円	3,431百万円
純資産額	1,360百万円	1,506百万円

(注) 1. リスク管理債権はありません。

2. 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

2. 経営方針

経営理念

私たちエイチ・エス損保は、保険の取扱種目を特定の分野に特化することで、高い専門性と迅速性を兼ね備えた高品質な商品と親切な保険サービスをお客様にお届けしていきたいと考えています。

その目標を実現するために、私たちは次の経営理念を掲げています。

(1) 変化と創造を尊び、夢と志に挑戦し続けます。

変革が叫ばれる今日、私たちは自らをその変革の士と捉え、創生・創造を重んじ、損害保険のあるべき将来像を追求し、同じ志を共有する人材の集団を形成して、損害保険事業に新たな潮流を生み出すことができるよう挑戦し続けます。

(2) 目線は常にお客様に、お客様に最高のサービスを提供します。

保険加入から保険金支払いに至るまで、常にお客様に高い満足感を感じていただけるよう、最高のサービスを提供し続けること。それが、私たちの目指す保険サービスです。保険加入時における商品内容や加入手続きの分かりやすさ、そして事故発生時における丁寧・親切・迅速な対応。そのようなサービスを、いつ、誰にでも提供できる体制を確立します。

(3) 保険のプレゼンス向上に寄与します。

私たちは、保険の加入率の向上に取り組んでいます。少しでも多くの方々に保険をご理解いただき、より多くの方々に保険による安心感をお持ちいただくことが、損害保険のプレゼンス(存在感)を高めていくことに繋がると、私たちは確信しています。

経営方針

(1) ローコスト経営で消費者に還元

「適正な補償を、廉価な保険料で」が損害保険の原点と考えますが、既存の保険会社においては、過度重なる料率改定を通じて、保険料の引き下げを行わずに補償範囲の拡大を行った結果、顧客ニーズに対する対応力は大いに上がった現実があります。

半面、自由化、多様化および細分化の進展に伴って、契約者・被保険者のニーズにも幅ができており、保険料は補償内容との比較で二極化の方向に変化しているものと推察します。

当社は、コストを低いレベルに抑えることで、適正な補償のまま保険料を低くした商品を提供することが可能である

と考えます。

また、人員が少ないことの効果として、個人間・組織間の助け合い意識の向上を図り、情報収集・情報の共有化を徹底して推し進め、業務の効率的な運営を行います。

(2) 種目・チャネルの限定

当社は、販売する保険種目を当面、旅行保険および火災保険に限定します。

旅行保険については、当社の株主でもあるエイチ・アイ・エス社をはじめとする旅行代理店、旅行関連業者での旅行保険募集を基礎にして、代理店委託・保険募集を推し進めることで、効率的なチャネルの構築・保険募集が可能と考えます。

旅行保険は、世界平和の前提に健全なる旅行販売の成果物の一つとして成り立っており、その原則に異変が生じると、過去の例では、1991年の湾岸戦争、2001年のテロ、2003年のイラク戦争、SARS、あるいは日本経済が構造的な不況などの事態に至った場合は、その事業計画の変更を含め全てに大きなマイナスの影響を否が応でも受けてしまうこととなります。

その点を鑑みて、事業のもう一つの柱として火災保険を取り扱いたいと考えます。主として当面は不動産業者からの賃貸契約に基づく火災保険から販売をスタートします。

また、販売チャネルは、旅行者・旅行関連業者及び不動産業者に限定しますが、銀行・コンビニエンスストアなども将来のチャネルとして考えていきます。

販売する保険種目およびチャネルを限定することにより、システム開発コスト、システム運用コスト、人材採用、人材の配置、ひいては物件費に至るまで、コスト削減が可能となります。

そして、この基礎の上に利便性が高く、広く市場から支持される保険を開発・提供し続けることで、健全かつ堅実な損害保険会社運営を行います。

(3) 新たなるチャレンジャーとしての存在

当社は、損害保険業界で「顧客に最も近い、チャレンジャー」としてありたいと考えます。当社の存在意義は、一人一人の顧客の声やニーズに注目し、顧客の視線で業務改善ができるような小回りのよい保険会社となることだと考えています。

既存の保険会社にはないお客様との距離感を保ち、後発の小さな保険会社としてのメリットを最大限有効活用して小回りの効く運営をすることにより前進していこうと考えます。そのような観点から当社が市場に望む事柄は、特に海外旅行者に対して100%の付保案内をし、できるだけ高い付保状況を作りたいということでもあります。

海外における不幸な事故は依然として後を絶ちません。一人でも多くの旅行者に特に海外における保険の重要性・必要性を、旅行業代理店、ホームページ、あるいは広告媒体などを通じて訴え続けて行きたいと考えます。この姿勢のもとに、加入し易い商品の提供および事故の際の親切・迅速な保険金支払サービスの提供を通じて、不幸にも事故に遭われた海外旅行者の方々の一日でも早い日常生活への復帰にむけて、主に経済生活面でサポートしたいと考えます。

行動指針

- (1) 自立とたゆまぬ挑戦
- (2) 探求と開拓者精神の高揚
- (3) 常に誰かのために
- (4) 情熱と実行を忘れない
- (5) 責任の自覚から自発の責任へ

3. 当社の特色

エイチ・エス損保は、澤田ホールディングスグループの一員です。

旅行業、航空業そしてレジャー産業を革新してきた澤田秀雄率いる澤田ホールディングスグループのメンバーとして、当社は、損害保険業にも新しい風を吹き込むチャレンジャーであり続けます。

エイチ・エス損保は、生まれたばかりの損害保険会社です。

当社は、営業開始から7年目に入りましたが、損害保険業ではまだまだ新しい会社です。新しいプレーヤーらしく、これまでの業界の常識や慣例にとらわれない発想で補償やサービスを見直し、お客様に新たな選択をご提供したいと考えています。

エイチ・エス損保は、専門の保険マーケットに特化した会社です。

当面は旅行に関する保険や家財の保険に特化していますので、専門分野を持つ会社の強みを活かし、お客様のニーズに対して身軽に素早くお応えしていきます。

4. 当社の沿革

2005年5月	エイチ・エス損害保険プランニング株式会社（準備会社）設立（資本金2,000万円）
2005年10月	資本金1億円（増資）
2005年12月	資本金10億円（増資）
2007年9月	「エイチ・エス損害保険株式会社」に商号変更し、第三者割当により資本金を16億1,200万円に増資
2007年10月	損害保険業免許取得
2007年11月	営業開始
2008年4月	インターネット通販を開始
2009年7月	海外旅行保険の改定
2009年8月	本店を東京都新宿区四谷三丁目12番に移転
2010年4月	保険金請求手続完了後の保険金支払履行期間を従来の30日から原則15営業日に短縮 旅行特別補償保険発売
2010年7月	国内旅行総合保険発売 関西駐在設置
2010年10月	国内航空傷害保険「ワンフライト保険」発売
2011年3月	旅行事故対策費用保険発売
2011年4月	家財総合保険「やさしいネット」発売
2011年6月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」発売
2011年7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」のスマートフォン専用契約申込みサイトの運用開始 お客様専用サイト「クローバーページ」開設
2011年8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」Androidアプリ提供開始
2011年9月	羽田空港国際線出発ロビーにおける広告看板設置
2011年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」iPhoneアプリ提供開始 海外旅行保険サポートサービスの拡充（カメラ・ビデオカメラ等修理サービス開始）
2012年6月	国内旅行総合保険の改定
2012年7月	海外旅行保険の改定
2012年8月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」保険料改定 保険募集代理業務による生命保険および自動車保険の取扱開始
2012年10月	本店を東京都新宿区市谷本村町3番29号に移転
2012年12月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」スマートフォンによる申込みプランの拡充
2013年1月	公式サイトリニューアル
2013年4月	家財総合保険「やさしいネット」商品改定 国内旅行総合保険スマートフォン取引サイト運用開始
2013年7月	ネット専用海外旅行保険「スマートネット」グループ旅行プランの取扱開始

5. 株主・株式の状況

（1）基本事項

総会開催時期	毎年4月1日から3か月以内に開催いたします。
決算期日	3月31日
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

（2）株主総会

第8回定時株主総会

2013年6月25日に開催され、次のとおり報告並びに決議されました。

報告事項 1. 第8期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認されました。変更内容は次のとおりです。

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (員数)	第4章 取締役および取締役会 (員数)
第18条 当社は、取締役 <u>4名</u> 以内を置く。	第18条 当社は、取締役 <u>9名</u> 以内を置く。

第2号議案 取締役1名選任の件

本件は、原案どおり取締役に新たに上原悦人氏が選任され、就任いたしました。
なお、上原悦人氏は社外取締役です。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり監査役に新たに古宮健一郎氏が選任され、就任いたしました。
なお、古宮健一郎氏は社外監査役です。

(3) 株式の分布状況

(2013年3月31日現在)

区分	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等(うち個人)	個人その他	計
株主数(人)	—	—	—	19	—	5	24
所有株式数	—	—	—	31,360	—	880	32,240
割合	—	—	—	97.3%	—	2.7%	100%

(4) 大株主(上位10位まで)

(2013年3月31日現在)

氏名または名称	所有株式数	発行済株式総数に対する割合
澤田ホールディングス株式会社	16,000株	49.6%
株式会社エイチ・アイ・エス	6,000株	18.6%
ワールド・キャピタル株式会社	2,600株	8.1%
I I B株式会社	2,000株	6.2%
株式会社ユーラシア旅行社	2,000株	6.2%
株式会社福利厚生課	700株	2.2%
株式会社フィナンストリーム	600株	1.9%
株式会社ディーエスイーネットコンサルティング	400株	1.2%
井川 幸広	300株	0.9%
内川 淳一郎	300株	0.9%
計	30,900株	95.8%

(5) 資本金の推移

年月日	資本金(百万円)		摘要
	増減額	残高	
2005年5月24日	—	20	設立
2005年10月20日	80	100	
2005年12月26日	900	1,000	
2007年9月28日	612	1,612	有償第三者割当

(6) 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株数(株)	発行総額(百万円)	摘要
普通株式	2005年5月24日	400	20	(2名)
普通株式	2005年10月20日	1,600	80	(2名)
普通株式	2005年12月26日	18,000	900	(2名)
普通株式	2007年9月28日	12,240	612	有償第三者割当(19名)

6. 役員 の 状 況

(2013年6月30日現在)

役 職	氏 名	略 歴
取締役会長 (社外取締役)	鈴木 芳夫	1981年4月 株式会社インターナショナルツアーズ (現エイチ・アイ・エス) 入社 1985年9月 同社取締役 1990年10月 同社取締役総務部長 1993年2月 同社取締役経理部長 1996年6月 同社取締役関東営業本部長 1997年11月 同社常務取締役 1997年11月 株式会社マップインターナショナル代表取締役副社長 1999年11月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役管理部長 2000年10月 同社常務取締役経理部管掌兼関係会社管理部長 2002年6月 同社常務取締役監査室・経理部管掌兼関係会社管理部長 2004年6月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社取締役相談役 2009年1月 同社相談役 2010年4月 エイチ・エス損害保険株式会社取締役会長 (現任)
代表取締役社長 (経営戦略部門担当)	松尾 昭男	1974年4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 2005年4月 株式会社ディーエスイーネットコンサルティング事業企画部長 2005年5月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 代表取締役社長 (現任) 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 (現エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社) 社外取締役 (現任)
取 締 役 (社外取締役)	楠原 成基	1982年12月 株式会社エイチ・アイ・エス入社 2005年1月 同社取締役統括営業本部長 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 取締役 (現任) 2008年4月 株式会社エイチ・アイ・エス常務取締役 管理部門総轄兼海外事業本部長 2010年4月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2010年12月 同社常務取締役管理部門総轄 国内旅行事業本部及びインバウンド 事業部管掌 海外営業本部長兼国内旅行事業本部長 2011年3月 同社常務取締役管理部門総轄兼海外営業本部長兼 国内旅行事業本部長 (現任)
取 締 役 (経営管理部門担当)	堤 信博	1987年4月 コーンズアンドカンパニーリミテッド入社 1989年7月 興亜火災海上保険株式会社 (現日本興亜損害保険株式会社) 入社 2008年5月 エイチ・エス損害保険株式会社入社 業務部長兼販売制度部長 2010年6月 当社取締役経営企画部長兼業務部長兼販売制度部長兼事務企画・システム部長 2011年7月 当社取締役経営企画部長兼事務企画・システム部長 (現任) 2012年9月 エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社 社外取締役 (現任)
取 締 役 (社外取締役)	上原 悦人	1981年4月 平和生命保険株式会社 (現マスマチュアル生命保険株式会社) 入社 1999年3月 同社財務部次長 2001年7月 同社プロパティマネジメントグループ長 2002年10月 全国養護共済会 (現一般社団法人全国育児介護福祉協議会) 入社 2007年5月 同会保全部副部長 2008年2月 澤田ホールディングス株式会社 顧問 2008年4月 エイチ・エス債権回収株式会社 監査役 2008年6月 澤田ホールディングス株式会社 監査役 2008年11月 エイチ・エス証券株式会社 監査役 2009年6月 エイチ・エス・アシスト株式会社 監査役 (現任) 2010年5月 エイチ・エスライフプランニング株式会社 (現エイチ・エスライフ少額短期保険株式会社) 監査役 (現任) 2010年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役 (現任) 2013年6月 エイチ・エス債権回収株式会社 取締役 (現任) 2013年6月 エイチ・エス損害保険株式会社 取締役 (現任)
常勤監査役 (社外監査役)	藤井 俊明	1967年4月 安田火災海上保険株式会社 (現株式会社損害保険ジャパン) 入社 1988年4月 同社大分支店長 1994年4月 同社サービスセンター業務部長 1995年11月 同社理事社長室業務革新室長 1997年1月 同社検査部長 2002年3月 東京建物株式会社常任監査役 2004年4月 株式会社損保ジャパンひまわり生命監査役 2005年6月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社 (現当社) 顧問 2006年2月 当社常勤監査役 (現任)

役 職	氏 名	略 歴
監 査 役 (社外監査役)	太田 孝昭	1988年5月 太田税務会計事務所(現OAG税理士法人)開設 1988年5月 株式会社シーケーシステム研究所設立 代表取締役(現任) 1991年11月 株式会社ビジコム設立 代表取締役(現任) 1997年4月 社会福祉経営研究会(現総合福祉研究会)会長(現任) 2005年4月 株式会社福祉総研設立 代表取締役 2006年2月 エイチ・エス損害保険プランニング株式会社(現当社) 監査役(現任) 2007年1月 OAG税理士法人設立 代表社員(現任) 2011年6月 株式会社福祉総研 監査役(現任)
監 査 役 (社外監査役)	古宮 健一郎	1969年4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 1985年1月 同行人事部次長 1987年4月 同行玉出支店長 1989年10月 同行京都支店副支店長 1991年7月 同行天満支店長 1994年2月 同行堺支店長 1996年1月 同行堂島支店長 1998年6月 東洋不動産株式会社 取締役 2000年1月 同社取締役執行役員 2000年5月 同社取締役常務執行役員 2002年6月 東洋ビルメンテナンス株式会社 代表取締役社長 2004年5月 東洋プロパティ株式会社 代表取締役社長 2009年6月 同社代表取締役会長 2011年6月 同社相談役 2012年6月 同社顧問(現任) 2013年6月 エイチ・エス損害保険株式会社 監査役(現任) 2013年6月 澤田ホールディングス株式会社 取締役(現任)

- (注) 1. 取締役鈴木芳夫、楠原成基、上原悦人は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役3名は、いずれも会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

7. 従業員の状況

(1) 従業員の状況

(2013年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
66名	38.4歳	3.1年	5,280千円

- (注) 1. 従業員数は、使用人兼務取締役、退職者、派遣職員を除きます。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

(2) 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目的として、主に業務経験者の採用により、即戦力となる人材の確保を行います。その一方で、2012年度より新卒採用を開始し、若い人材の育成にも努めています。

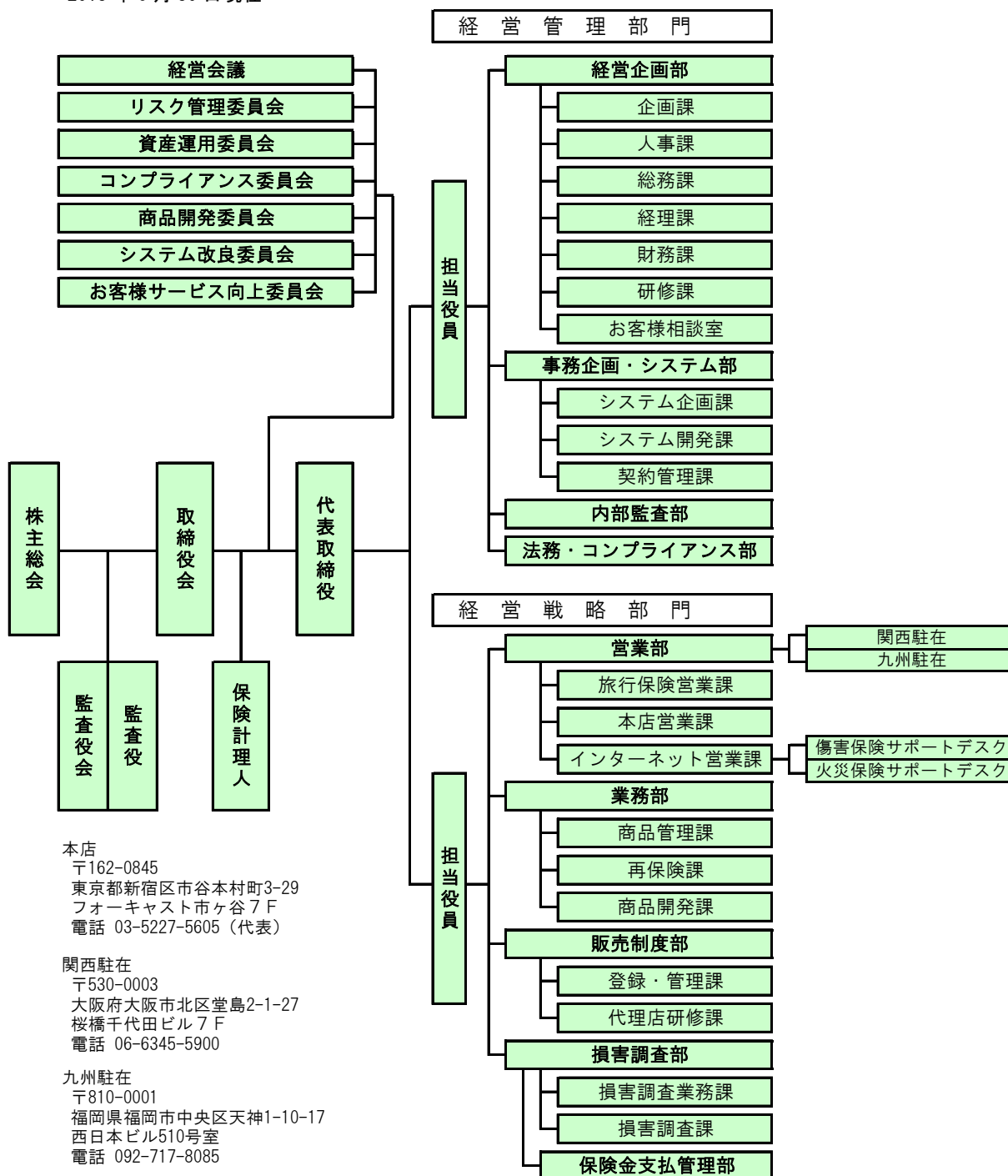
(3) 福利厚生制度

以下の制度を運営しています。

- ・社会保険(健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険)
- ・慶弔見舞金制度
- ・育児休業制度
- ・介護休業制度

8. 当社の組織

2013年6月30日現在



II 保険会社の主要な業務の内容

当社の主要な業務は次のとおりです。(2013年6月現在)

損害保険業

- 保険の引受：傷害保険および火災保険の引受
- 資産の運用：保険料として収受した金銭その他の資産の運用

他の保険会社の業務の代理および事務の代行

- エイチ・エス少額短期保険株式会社およびSBI損害保険株式会社の保険募集代理業務（媒介代理店業務）

1. 取扱商品

(1) 販売商品

① 主として個人向けの商品

海外旅行保険	海外旅行中に被ったケガや疾病により死亡した場合や治療を受けた場合に保険金をお支払いするほか、ケガや疾病等が発生し家族が現地に赴く費用等を補償する救援者費用、携行品の盗難・破損などの損害、航空機の遅延や預けた手荷物の遅延など予期しない偶然な事故により負担を余儀なくされた費用等を補償する保険です。
旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険 (スマートネット)	インターネット等の通信手段を通して契約手続を行うネット専用の海外旅行保険です。旅行目的地別に保険料が設定されており、海外旅行中に被ったケガや疾病による死亡や治療費用、救援者費用のほか、携行品の盗難・破損による損害等を補償します。
国内旅行傷害保険 (国内旅行総合保険)	国内旅行中に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いするほか、救援者費用、携行品の盗難・破損等による損害、賠償責任を補償する保険です。
国内航空傷害保険 (ワンフライト保険)	国内の航空機に搭乗している間に被ったケガにより死亡または入院・通院した場合に保険金をお支払いする保険です。
家財総合保険 (やさしいネット)	賃貸住宅に收容される家財に生じた火災をはじめとする様々な損害や賃貸住宅の入居者が負う賠償責任等を補償する賃貸住宅入居者向けの家財専用火災保険です。
地震保険	地震、噴火、津波により生じた損害を補償する保険です。地震保険は単独では契約することができず、家財総合保険とセットで契約します。

② 主として旅行業者向けの商品

旅行特別補償保険	旅行業者（被保険者）の企画旅行に参加する旅行者に対して、旅行業者が旅行業約款の特別補償規程により支払った費用を補償する保険です。
旅行事故対策費用保険	旅行業者（被保険者）の旅行に参加した旅行者が事故等に遭ったことにより旅行業者が負担した費用を補償する保険です。

(2) 新商品の開発状況

2009年	7月	・海外旅行保険の商品内容を改定。携行品損害の損害額算定基準を時価額から再調達価額に変更したほか、治療・救援費用について保険金額「無制限」の引受けを開始
	12月	・インターネット・ダイレクト契約専用海外旅行保険「ネット得！」の販売を開始
2010年	4月	・保険法施行に伴い海外旅行保険の約款を全面改定。お客様のご要望により一層応えた商品とするため、保険金の支払期日について従来の30日以内からお客様の請求が完了した日からその日を含めて原則15営業日以内に支払手続きを完了するよう約款を改定 ・旅行特別補償保険の販売を開始
	7月	・国内旅行傷害保険「国内旅行総合保険」のインターネットおよびモバイルによる販売を開始
	10月	・国内航空傷害保険「ワンフライト保険」のモバイルによる販売を開始
2011年	1月	・海外旅行保険の保険料を改定
	3月	・旅行事故対策費用保険の販売を開始
	4月	・賃貸住宅入居者の家財を補償する家財総合保険「やさしいネット」および地震保険の販売を開始
	6月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の販売を開始
2012年	6月	・国内旅行傷害保険「国内旅行総合保険」の販売タイプの変更および保険料を改定
	7月	・海外旅行保険の商品内容を改定。旅行中の予期せぬ偶然な事故によって負担を余儀なくされた費用を補償する「旅行中の事故による緊急費用補償特約」を新設したほか、賠償責任危険補償特約をセグウェイ等に乗車中に第三者に与えた身体障害、財物の破損についても補償できるよう改定
2013年	4月	・海外旅行保険（旅行業者包括契約用）の販売を開始 ・家財総合保険「やさしいネット」の商品内容を改定。修理費用補償特約の補償範囲の拡大、個人賠償責任補償特約および借家人賠償責任補償特約への示談代行制度の導入、ルームシェア入居者に対応した同居人被保険者特約の新設等、今まで以上に賃貸住宅入居者のニーズに応えた商品内容に改定
	7月	・旅行目的地通知型ネット専用海外旅行保険「スマートネット」の販売プランに、従来の個人プラン、ファミリープランに加え、新たにグループ旅行プランを追加

2. 各種サービス

当社では、海外旅行保険に関わる次のサービスを提供しています。

(1) エイチ・エス サポートサービス

海外旅行中に困ったとき、緊急事態が発生したときにエイチ・エス サポートセンターまでご連絡ください。スタッフが、24 時間 365 日、事故のご報告をはじめとする各種のご相談を日本語で受け付け、必要な対応方法をご案内するとともに、必要に応じて次の手配サービスを行います。

病院・医師の手配

治療や入院が必要な場合、適切な病院や医師を紹介し、予約手配いたします。

緊急移送手配サービス

現地での治療が困難な場合、必要な治療を行うための医療施設まで緊急移送手配いたします。

帰国手配サービス

入院された場合、退院許可がおりましたら帰国手配いたします。医師の指示がある場合は、付添医師・看護師の手配も行います。

(2) キャッシュレス・メディカルサービス

当社は、旅行先でのケガや病気の際に、お客様がスムーズに治療をお受けいただけるよう、世界の主要地にキャッシュレス提携医療機関の充実したネットワークを構築しています。

キャッシュレス提携医療機関では、お客様が保険契約証または保険証券を窓口で提示することにより、その場で治療費を負担することなく治療を受けることができます。

(3) 旅行かばん／カメラ・ビデオカメラ等修理サービス

旅行中の事故でスーツケース等の旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等が破損した場合、当社提携の修理会社が破損した旅行かばんやカメラ・ビデオカメラ等の引き取り、修理および納品を行います。修理代金は保険金として当社から修理会社へ直接支払います。

(4) お客様の声を業務に活かすために

① 「お客様の声」の受付状況

当社は「お客様の声」をお客様サービスの向上や商品改善に活用し、「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」を目指します。

お客様の声に対する基本方針（含む苦情の定義）

- ・エイチ・エス損保は、お客様からの不満足の表明を「苦情」として定義します。
- ・苦情とは、お客様の求めるサービスの水準と当社が提供するサービスに差があるために生じたものとらえ、苦情を業務改善に生かすことにより、同じ苦情が再び生じないように努めます。
- ・「お客様に信頼され、選ばれる損害保険会社」となるために、苦情をはじめご要望、ご照会を含めた「お客様の声」を前向きかつ積極的に受け止め、迅速かつ的確に行動することで、お客様サービスの向上に努めます。

2012 年度に受け付けた苦情の内容区分と件数は以下の通りです。

苦情受付件数四半期ごとの推移（2013 年 3 月末時点）

2012 年度の件数(単位：件数)

苦情区分	第 1 四半期 4 月～6 月	第 2 四半期 7 月～9 月	第 3 四半期 10 月～12 月	第 4 四半期 1 月～3 月	合計	構成比
契約・募集行為	10	7	2	4	23	22.7%
契約の管理・保全・集金	1	5	1	5	12	11.9%
保険金	17	20	11	15	63	62.4%
個人情報	0	0	0	0	0	—
その他	0	1	1	1	3	3.0%
合計	28	33	15	25	101	100.0%

② お客様の声を活かしたツール改善・サービス向上例

当社にお寄せいただいたお客様の声に基づき、次の改善を行いました。

- ・2012年10月より、お客様が国内から損害調査部へ連絡いただく場合の電話をフリーダイヤルに変更し、お客様の利便性を高めた。
- ・お客様からの要望のあったグループ旅行の申込方法について、「スマートネット」の販売プランに、従来の個人プラン、ファミリープランに加え、新たにグループ旅行プランを追加した。

③ お客様からのご照会、ご相談などの窓口について

お客様からのご照会、ご相談等につきましては、次の窓口で承ります。

当社に対する相談・苦情・お問合せ窓口
<p>◆エイチ・エス損害保険株式会社 お客様相談室 連絡先電話番号 0120-937-836（通話料無料） 【受付時間：平日の午前9時～午後5時】携帯・PHSからもご利用いただけます。</p>
事故のご報告に関する窓口
<p>◆エイチ・エス損害保険株式会社 損害調査部 損害調査課 連絡先電話番号 0800-100-5503（通話料無料） 【受付時間：24時間年中無休で受け付けています。】 ※事故報告の受付以外は、平日の午前9時～午後5時で対応します。 ※事故発生時の対応（海外での事故発生時の連絡方法等）については、 「サポートブック（ご契約のしおり）」をご覧ください。</p>

④ 公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料） 0570-022808

IP電話やPHSから 03-4332-5241

（受付時間：平日の午前9時15分～午後5時）

詳しくは、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)

3. 保険の仕組み一般

（1）保険制度

サイコロを振って1の目が出る確率は、振る回数を増やせば増やすほど6分の1に近づいていきます。同じように、個人々人にとっては偶発的な事故であっても、同種の事故例をより大量に観察すれば、その発生率は統計上の理論値に近づいていきます。これを「大数の法則」といいます。

保険制度とは、同種の危険にさらされている多数の人々が、この「大数の法則」に基づき予想される事故の発生率に応じて保険料を負担しあい、大きな共有の準備財産を作っておいて、万一のことがあった場合に損害を被った人に保険金が支払われるという、相互扶助の仕組みです。

このように保険には、相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える

社会的機能があります。

(2) 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害について保険金をお支払いすることを約束し、保険契約者がその対価として保険料を支払うことを約束する契約です。

双務かつ有償の契約であり、当事者の合意のみで成立する不要式の諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約締結の証として保険証券または保険契約証等を発行します。また、近時はインターネット画面上で契約申込手続きを行うインターネット契約も行なわれています。

(3) 再保険

個々の保険会社の資金量は有限であり、当然その保険金支払能力には限りがあります。一方、例えば海外旅行保険においては、航空機事故やホテル火災、感染症の流行等により集中的に損害が発生し、多額の保険金支払が必要となる事態も起こり得ます。

このため保険会社は、引き受けた保険金支払責任のうち自らの負担能力を超える金額を、国内外の他の保険会社に引き受けてもらうことによって、危険の平準化と分散を図っています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、他の保険会社に保険金支払責任を引き受けてもらうことを「出再」、他の保険会社の保険金支払責任を引き受けることを「受再」といいます。また、再保険を行った後になお自らが保険金支払責任を負担することになる金額を「保有金額」といいます。

4. 保険約款

(1) 保険約款の位置づけ

保険約款は、保険会社や保険契約者等が保険契約に関して持つ権利と義務について詳細に定めたものであり、保険金を支払う場合（注1）、保険金を支払わない場合、保険金の支払額、保険契約の無効・失効・解除、告知義務（注2）、通知義務（注3）、保険金請求手続などが定められています。

保険約款は、保険種目ごとに基本的な内容を定めた普通保険約款と、個々の契約によって内容を補足、修正する目的でセットする特約により構成されるのが一般的ですが、海外旅行保険のように、普通保険約款では用語の定義や共通規定のみを記載し、補償内容はすべて特約において定めている保険種目もあります。

(2) 契約時の留意事項

ご契約時には、当社の社員または代理店からパンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）などにより、十分に説明を受け、内容をご理解いただいたうえで、お申し込みください。

また、意向確認事項に関する書面や保険契約申込書により、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認のうえ、ご契約ください。

(3) 保険約款に関する情報提供方法

当社では、ご契約時に保険の内容をよくご理解いただくために、保険約款とは別に、パンフレット、サポートブック（ご契約のしおり）、重要事項等説明書（注4）で、商品の内容や保険約款の概略をご紹介します。

特に保険金をお支払いする場合（注1）、保険金をお支払いできない主な場合、告知義務（注2）、通知義務（注3）、ご契約を解約される場合の取扱などについては、これらをよくお読みいただき、内容について十分にご理解ください。

(注1) 保険金をお支払いする事故等のほか、事故により一定の金額以上の損害が生じた場合に保険金をお支払することを定めている場合もあります。

(注2) 告知義務とは、ご契約時に保険会社が告知を求める重要な事項について答えていただく義務をいいます。

(注3) 通知義務とは、ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務をいいます。

(注4) 重要事項等説明書とは、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意くださいいただきたい情報（注意喚起情報）を記載した書面をいいます。

5. 保険料

(1) 保険料の収受・返戻

保険料は、原則としてご契約と同時に支払いただくこととなっており、保険期間が始まった後でも、保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険契約が無効もしくは失効となったとき、または解除されたときは、規定に従って保険料を返戻いたします。また、保険期間中に危険が増加または減少したときは、保険料を請求または返戻します。

(2) 保険料率

保険料率は、保険金の支払に充てられる純率（純保険料）と、保険事業を運営するための費用や代理店手数料などに充てられる付加率（付加保険料）から構成されています。このうち純率は、当社が金融庁から認可を得たものや金融庁へ届け出たものを適用しています。

6. 保険金の支払

(1) 保険金の支払の仕組み

契約内容の確認

ご契約者より事故のご報告を受けると、直ちにご契約の内容を保険契約申込書またはオンラインシステムにより確認します。

事故原因・損害状況の調査

ご契約者より事故の報告を受けて保険契約内容の確認と事故原因、損害状況などの調査を行い、保険金支払の対象となる事故かどうかを確認のうえ、お支払可能な保険金の種類をご案内します。

損害額、保険金の算出

ご契約者、被保険者、修理業者、病院など関係者に損害状況や治療内容の確認および必要な調査を行い、損害額を算出して、保険金支払額を決定します。

保険金の支払

ご契約者より所定の請求書類をご提出いただき、請求書類が完備してから 15 営業日以内に保険金お支払の手続をとります。平均支払所要日数は、約 8 日（当社 2012 年度実績）。

ただし、特別な調査が必要な場合は、請求完了日からお支払するまでの期間を 15 営業日より延長させていただくことがあります。

(2) 事故相談のご案内

本店において、次のとおり事故のご報告、ご相談を受け付けています。

損害調査部 損害調査課

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7F 電話 0800-100-5503（通話料無料）

事故が起こった際のご連絡受付時間 : 24時間365日

事故に関するご相談、お問い合わせ等の受付時間 : 午前9時～午後5時（土日・祝日。年末年始を除く）

7. 保険募集

(1) 契約締結の仕組み

当社では、保険会社の委託を受け保険契約の締結にあたる代理店が保険募集のほとんどを担っていますが、インターネットによるご契約については、代理店のほか当社も直接保険募集を行っています。

保険募集にあたっては、お客様が合理的な判断に基づいて保険契約を締結いただくことが必要です。このため、保険募集を行う者は、この判断に必要な重要な事項を、十分に説明しなければなりません。当社では、お客様にご契約の内容を十分にご理解いただけるよう、ご契約いただく商品の概要に関する情報（契約概要）とご契約に際して特にご注意いただきたい情報（注意喚起情報）を記載した重要事項等説明書を交付しています。また、お申込の内容がお客様のご希望に合致していることや保険契約申込書が正しく記入されていることをご確認いただくために、意向確認事項に関する書面を交付しています。

お客様から署名または記名・押印済みの保険契約申込書をご提出いただき、保険料をお支払いいただいた後、当社所定の保険料領収証を発行いたします。これで契約手続が完了し、その後当社で保険証券または保険契約証を発行し、保険約款と共に送付またはお渡しいたします。ただし、海外旅行保険については、原則として保険契約証兼保険料領収証を発行いたします。

クーリングオフ制度について

保険期間が1年を超える個人（個人事業主契約を除く。）の保険契約（契約に関する債務の履行を担保するための保険契約や通信販売特約により申込みされた保険契約等を除く。）については、クーリングオフ制度が適用されます。これは、ご契約の「申込日」または「クーリングオフ説明書等の書面を交付された日」のいずれか遅い日から8日以内であれば、ご契約のお申込の撤回または解除を行うことができるという制度です。

（２）代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社に代わって損害保険の勧誘等を行い、損害保険の幅広い普及を通じてお客様の家庭や会社等をさまざまなリスクから守ることで、生活の安定や経済の発展を図るといった社会的役割を担っています。

代理店は、当社との間で締結した損害保険代理店委託契約書に基づき、保険契約の締結や保険料の領収などの業務を行います。当社には、保険契約締結の媒介のみを行う代理店もあります。

（３）代理店登録

代理店として損害保険の募集を始めるためには、保険業法第276条に基づき内閣総理大臣（実務上は財務（支）局長）の登録を受け、また代理店の役員、使用人で損害保険の募集を行う者は、同法第302条に基づき届出をすることが義務づけられています。

（４）代理店教育

当社では、お客様のニーズを的確に把握し、適切な情報やサービスのご提供を通じて、信頼と安心をお届けできる代理店を育成するために、インターネット学習システム「エイチ・エス損害保険代理店eラーニング」を活用し、取扱商品や募集コンプライアンスに関する研修を随時代理店の募集人を実施しています。

また、日本損害保険協会が募集人の資質の向上と維持を目的として実施する「損害保険募集人一般試験」を導入し、本試験の合格を代理店登録および募集人届出の要件としています。

（５）代理店数

当社の代理店数は、2013年3月31日現在103店です。

（６）勧誘方針

エイチ・エス損害保険株式会社は、保険商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年5月31日法律第101号）に基づく「勧誘方針」を下記のとおり定め、公表しています。

1. お客様の当社保険商品に関する知識、経験、財産状況および加入目的等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険商品の説明を行うように努めてまいります。
2. 保険商品のご案内にあたりましては、金融商品販売法、保険業法、金融商品取引法、消費者契約法およびその他の各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めてまいります。
3. 保険商品の販売にあたりましては、お客様にとってご迷惑となるような時間帯、場所および方法による勧誘は行いません。
4. 保険商品の説明にあたりましては、お客様の十分なお理解と、最適な保険商品の選択が可能となるようお客様の立場にたったわかりやすい説明を行うように努めます。特に重要事項の説明を怠ったり、不確実な事項の断定的説明等お客様の判断を誤らせるような行為は行いません。
5. お客様と直接対面しない通信販売等の保険商品の販売を行う場合は、お客様に十分理解いただけるよう説明方法等に工夫してまいります。
6. 保険事故が発生した場合は、その保険金支払手続について、迅速かつ的確な支払を実行するよう常に努力してまいります。

7. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を実行するよう努めてまいります。

8. お客様のお問い合わせには、丁寧、迅速かつ適切な対応に努め、ご頂戴したご意見等は、今後の商品開発や販売方法等に積極的に活用してまいります。

Ⅲ 保険会社の主要な業務に関する事項

1. 2012 年度における事業の概況

当期における我が国経済は、当初は東日本大震災の復興関連需要や個人消費の緩やかな増加があったものの、欧州の政府債務問題や新興国の成長鈍化等に伴う海外経済の減速の影響、円高や株安などを受け、先行きの不透明感が強いまま推移しました。しかしながら、昨年 12 月に発足した新政権による大胆な金融緩和策や景気回復に向けた政策等により、円安・株高基調に転じたことで、国内経済の先行きには期待感が見え始めております。

損害保険業界につきましては、自動車保険および火災保険を中心とした増収に加え、東日本大震災の影響を受けた前年度よりも保険金支払が大幅に減少したことで、業界全体としては順調に推移しました。

海外旅行市場においては、円高の進行、震災の影響からの回復およびシニア世代における旅行機運の高まりを背景として、8 月まで順調に推移しましたが、9 月以降、外交問題の影響により、大きな割合を占める中国、韓国向け旅行が急速に減少したことから、当期における日本人出国者数は前年比約 4% 増に留まる見込みです。

こうした状況の中、当社は、中期経営計画（2012～2014 年度）の中で掲げている「1. コーポレートガバナンスの強化および内部統制の最適化」「2. 顧客サービスの向上」「3. 主力商品の販売強化」「4. 代理店とのパートナーシップの強化」「5. 収益源の多様化」「6. システム基盤の整備」の 6 つのテーマに基づき、計画初年度である当期において、各種社内態勢の改善・強化、機構改革、各商品の改定、保険募集代理業務の開始、新基幹システムおよび新代理店システムの開発および稼働開始など各種の取組みを行い、経営基盤のさらなる充実に努めてきました。

こうした取り組みの結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

経常収益は前期に比し 321 百万円増加して 3,157 百万円となりました。一方、経常費用は前期に比し 197 百万円増加して 2,911 百万円となり、経常利益は前期に比し 123 百万円増加して 245 百万円となりました。

経常利益から特別損失、法人税等合計を差し引いた当期純利益は前期に比し 67 百万円減少して 145 百万円となりました。

保険引受の概況

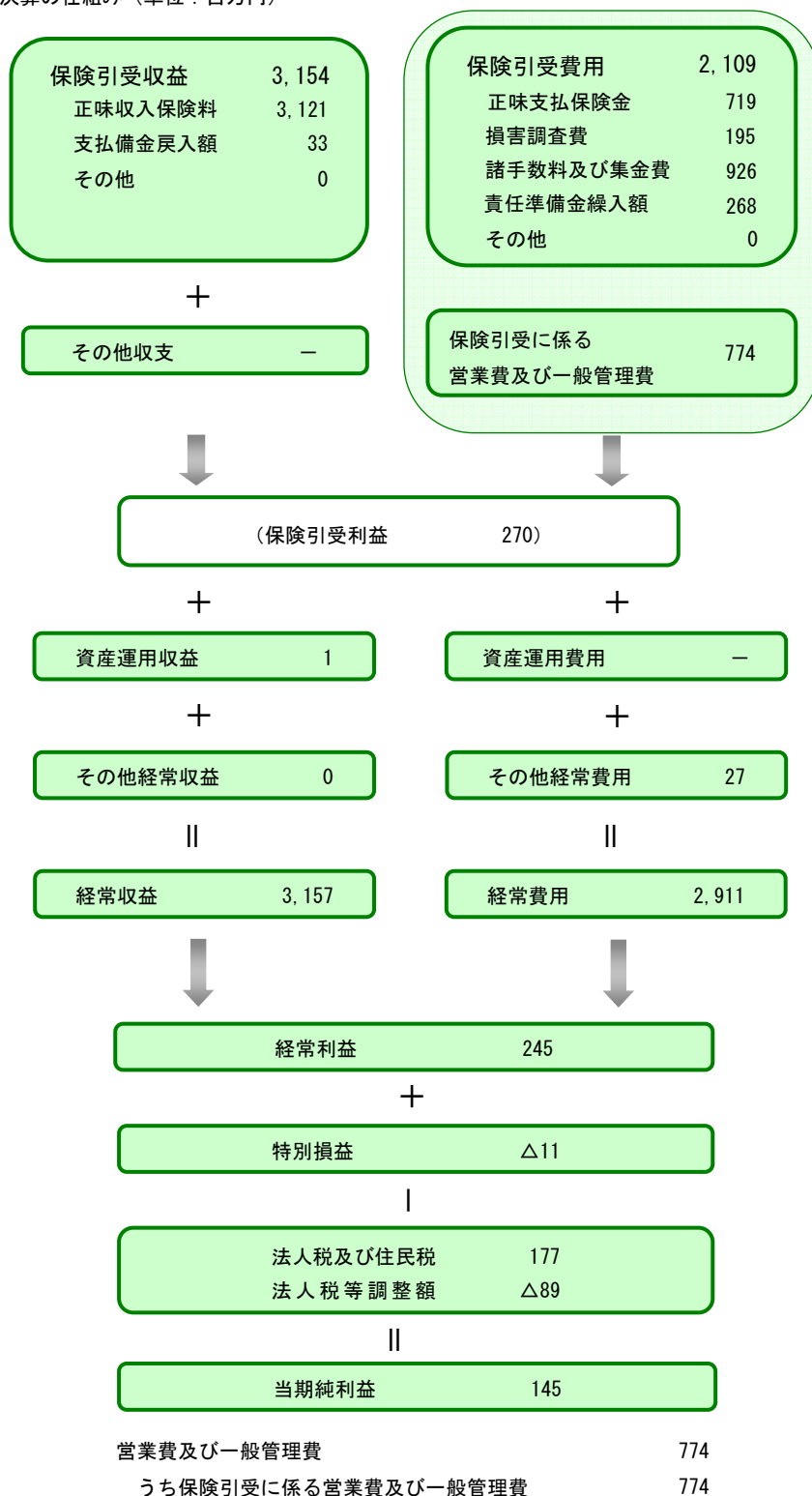
保険引受収益のうち、正味収入保険料は前期に比し 10.2%増加して 3,121 百万円となりました。保険引受費用のうち、正味支払保険金は前期に比し 4.6%増加して 719 百万円となりました。正味損害率は前期に比し 2.0 ポイント低下して 29.3%となりました。また、保険引受に係る営業費及び一般管理費は前期に比し 11.1%増加して 774 百万円となり、正味事業費率は前期に比し 1.0 ポイント低下して 54.5%となりました。

その結果、正味収入保険料から正味支払保険金、損害調査費、諸手数料及び集金費ならびに保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除した残額は 505 百万円となり、これに支払備金戻入額、責任準備金繰入額などを加減した保険引受収支は 270 百万円の利益となりました。

資産運用の概況

当期は安全性、流動性の観点から全額を定期預金で運用した結果、当期の利息収入は 1 百万円となりました。

■ 決算の仕組み（単位：百万円）



2. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

区分	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
正味収入保険料	2,015	2,171	2,371	2,833	3,121
経常収益	2,016	2,174	2,373	2,835	3,157
経常利益	20	109	90	121	245
当期純利益	19	106	87	212	145
資本金の額 (発行済株式の総数)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)	1,612 (32,240株)
純資産額	954	1,060	1,148	1,360	1,506
総資産額	1,818	1,978	2,298	3,003	3,431
責任準備金残高	410	435	625	850	1,118
貸付金残高	—	—	—	—	—
有価証券残高	—	—	20	20	35
単体ソルベンシー・マージン比率	641.8%	699.9%	754.7%	614.6%	648.7%
配当性向	—	—	—	—	—
従業員数	32	49	56	62	66

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

3. 業務の状況を示す指標

(1) 主要な業務の状況を示す指標

① 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目	2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%	金額	構成比%	増減率%
火災	—	—	—	0	0.0	—	0	0.0	66.0
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	2,371	100.0	9.2	2,833	100.0	19.5	3,120	100.0	10.1
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2,371	100.0	9.2	2,833	100.0	19.5	3,121	100.0	10.2

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

② 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		—	—	—	0	0.0	—	0	0.0	136.0
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		3,509	100.0	9.9	4,178	100.0	19.1	4,682	100.0	12.1
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		3,509	100.0	9.9	4,178	100.0	19.1	4,682	100.0	12.1

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

③ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		—	—	—	0	100.0	—	0	100.0	△ 64.4
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	0	100.0	—	0	100.0	△ 64.4

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

④ 支払再保険料

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		—	—	—	0	0.0	—	0	0.0	114.6
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		1,138	100.0	11.3	1,345	100.0	18.2	1,561	100.0	16.1
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		1,138	100.0	11.3	1,345	100.0	18.2	1,561	100.0	16.1

(注) 支払再保険料＝出再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

⑤ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		—	—	—	0	0.5	—	0	0.3	△ 62.4
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		4	100.0	81.4	3	99.5	△ 3.0	2	99.7	△ 31.3
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		4	100.0	81.4	3	100.0	△ 2.5	2	100.0	△ 31.5

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

⑥ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%
火災		△ 18	△ 21.1	—	△ 42	△ 35.2	—	△ 38	△ 14.2	—
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		108	121.1	△ 2.5	161	135.2	49.8	309	114.2	91.2
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		89	100.0	△ 19.5	119	100.0	34.1	270	100.0	126.4

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

⑦ 正味支払保険金・正味損害率

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
			構成比%	損害率%		構成比%	損害率%		構成比%	損害率%
火災		—	—	—	—	—	656.8	0	0.1	421.9
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		520	100.0	29.7	687	100.0	31.2	718	99.9	29.2
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		520	100.0	29.7	687	100.0	31.3	719	100.0	29.3

(注) 1. 正味支払保険金＝支払保険金(元受正味＋受再正味)－出再正味保険金

2. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

⑧ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度		2011年度		2012年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		—	—	—	—	0	0.0
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		744	100.0	981	100.0	1,036	100.0
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—
合計		744	100.0	981	100.0	1,037	100.0

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

⑨ 受再正味保険金

該当ありません。

⑩ 回収再保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度		2011年度		2012年度	
			構成比%		構成比%		構成比%
火災		—	—	—	—	—	—
海上		—	—	—	—	—	—
傷害		223	100.0	294	100.0	318	100.0
自動車		—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—
合計		223	100.0	294	100.0	318	100.0

(注) 回収再保険金＝出再保険金－再保険金割戻

(2) 保険契約に関する指標

① 契約者(社員)配当金の額

該当ありません。

② 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		—	—	—	656.8	8,216.0	8,872.8	421.9	4,485.2	4,907.1
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		29.7	58.1	87.8	31.2	54.1	85.3	29.2	53.4	82.6
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		29.7	58.1	87.8	31.3	55.5	86.8	29.3	54.5	83.8

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災		—	—	—	3,888.4	48,640.0	52,528.4	1,206.2	12,824.8	14,031.0
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		27.0	39.5	66.5	29.9	37.6	67.5	25.5	35.8	61.3
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		27.0	39.5	66.5	30.0	38.6	68.6	25.5	36.5	62.0

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。

2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料

3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料

4. 合算率＝発生損害率＋事業費率

5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額

6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

7. 長期医療および介護保険等の第3分野保険については、取扱がないため内訳の記載を省略しています。

④ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分 \ 年度	2010年度	2011年度	2012年度
国内契約	100.0%	100.0%	100.0%
海外契約	—	—	—

⑤ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合 (%)
2012年度	5	96.8
2011年度	4	97.7

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

⑥ 出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし、不明等)	合計
2012年度	100.0%	—	—	100.0%
2011年度	100.0%	—	—	100.0%

(注) 特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。格付区分は、以下の方法により区分しています。

<格付区分の方法>

- ① S&P社の格付けを使用しています。A-以上は「A以上」に区分しています。
- ② S&P社の格付けがない場合はAM Best社の格付けを使用しています。この場合、A-以上は「A以上」、B++およびB+は「BBB以上」、B未満は「その他（格付なし・不明等）」に区分しています。

⑦ 未収再保険金の額

(単位：百万円)

種目計		2010年度	2011年度	2012年度
1	年度開始時の未回収再保険金	35	30	43
2	当該年度に回収できる事由が発生した額	223	294	318
3	当該年度回収額	228	280	302
4	1+2-3=年度末の未収再保険金	30	43	59

(3) 経理に関する指標

① 支払備金の額及び責任準備金の額

・支払備金の額

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2010年度			2011年度			2012年度		
	構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災	—	—	—	—	—	—	—	—	
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	
傷害	217	100.0	5.0	247	100.0	13.6	213	100.0	
自動車	—	—	—	—	—	—	—	—	
自動車損害賠償責任	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	
(うち賠償責任)	—	—	—	—	—	—	—	—	
(うち信用・保証)	—	—	—	—	—	—	—	—	
合計	217	100.0	5.0	247	100.0	13.6	213	100.0	

・責任準備金の額

(単位：百万円)

種目	年度	2010年度			2011年度			2012年度		
		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%		構成比%	増減率%	
火災		—	—	—	0	0.0	—	0	0.1	130.6
海上		—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害		625	100.0	43.6	849	100.0	35.8	1,117	99.9	31.5
自動車		—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計		625	100.0	43.6	850	100.0	35.9	1,118	100.0	31.5

② 責任準備金積立水準

当社にて取り扱う保険契約は、保険業法第3条5項第1号に掲げる保険に係る保険契約に該当するため、積立方式及び積立率の記載をしておりません。

③ 引当金

(単位：百万円)

区分	2010年度 期末残高	2011年度 期末残高	2012年度 増加額	2012年度減少額		2012年度 期末残高
				目的使用	その他	
貸倒引当金	一般貸倒引当金	—	—	—	—	—
	個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
	特別海外債権貸倒引当勘定	—	—	—	—	—
投資損失引当金	—	—	27	—	—	27
退職給付引当金	—	—	—	—	—	—
賞与引当金	21	23	26	23	—	26
価格変動準備金	—	0	0	—	—	0
合計	21	23	54	23	—	54

④ 貸付金償却

該当ありません。

⑤ 資本金等明細表（含む利益準備金及び任意積立金）

(単位：百万円)

区分	2010年度 期末残高	2011年度 期末残高	2012年度			
			増加額	減少額	期末残高	
資本金	1,612	1,612	—	—	1,612	
うち 既発行株式	普通株式	(32,240株)	(32,240株)	—	—	(32,240株)
		1,612	1,612	—	—	1,612
	計	(32,240株)	(32,240株)	—	—	(32,240株)
	1,612	1,612	—	—	1,612	
資本準備金及び その他資本剰余金	(資本準備金)	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
利益準備金及び 任意積立金	(利益準備金)	—	—	—	—	—
	(任意積立金)	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—

⑥ 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○ 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○ 増加する異常危険準備金取崩額＝ 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○ 経常利益の減少額＝ 増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額 	
経常利益の減少額	2012年度	32百万円
	2011年度	28百万円

⑦ 正味事業費

(単位:百万円)

区分		年度	2010年度	2011年度	2012年度
人	件	費	376	426	475
物	件	費	392	454	477
税		金	13	16	17
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金			—	—	—
契約者保護機構に対する負担金			1	0	—
諸手数料及び集金費			776	875	926
合		計	1,561	1,772	1,897

- (注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

(4) 資産運用に関する指標

① 資産運用の概況

(単位:百万円)

区分	年度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
預貯金		1,738	75.6	2,075	69.1	2,370	69.1
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		20	0.9	20	0.7	35	1.0
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		6	0.3	6	0.2	8	0.2
運用資産計		1,765	76.8	2,102	70.0	2,414	70.3
総資産		2,298	100.0	3,003	100.0	3,431	100.0

② 利息配当収入の額及び運用利回り

(単位：百万円)

区分	年度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
			利回り%		利回り%		利回り%
預貯金		1	0.10	1	0.09	1	0.08
コールローン		—	—	—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		—	—	—	—	—	—
貸付金		—	—	—	—	—	—
土地・建物		—	—	—	—	—	—
小計		1	0.10	1	0.09	1	0.08
その他		—	—	—	—	—	—
合計		1	—	1	—	1	—

③ 海外投融資残高及び構成比

該当ありません。

④ 海外投融資利回り

該当ありません。

⑤ 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当ありません。

⑥ 保有有価証券の種類別の残高及び合計に対する構成比

(単位：百万円)

区分	年度	2010年度末		2011年度末		2012年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債		—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—
株式		20	100.0	20	100.0	35	100.0
外国証券		—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—
合計		20	100.0	20	100.0	35	100.0

⑦ 保有有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2010年度	2011年度	2012年度
国債		—	—	—
地方債		—	—	—
社債		—	—	—
株式		—	—	—
外国証券		—	—	—
その他の証券		—	—	—
合計		—	—	—

⑧ 有価証券の種類別の残存期間別残高

<2011年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	
国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	20	20
外国証券		—	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	20	20

<2012年度>

(単位：百万円)

有価証券の種類	残存期間	残存期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのない ものを含む)	
国債		—	—	—	—	—	—	—
地方債		—	—	—	—	—	—	—
社債		—	—	—	—	—	—	—
株式		—	—	—	—	—	35	35
外国証券		—	—	—	—	—	—	—
その他の証券		—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	35	35

⑨ 業種別保有株式の額

(単位：株、百万円)

区分	年度	2010年度末			2011年度末			2012年度末		
		株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%	株数	金額	構成比%
金融保険業		400	20	100.0	400	20	100.0	700	35	100.0
合計		400	20	100.0	400	20	100.0	700	35	100.0

⑩ 貸付金の残存期間別の残高

該当ありません。

⑪ 担保別貸付金残高

該当ありません。

⑫ 用途別の貸付金残高及び構成比

該当ありません。

⑬ 業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑭ 規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合

該当ありません。

⑮ 有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位：百万円)

年度		2010年度末	2011年度末	2012年度末
区分				
土地	営業用	—	—	—
	賃貸用	—	—	—
建物	営業用	6	6	8
	賃貸用	—	—	—
建物仮勘定	営業用	—	—	—
	賃貸用	—	—	—
合計	営業用	6	6	8
	賃貸用	—	—	—
その他の有形固定資産		13	12	9
有形固定資産合計		20	19	17

(5) 特別勘定に関する指標

① 特別勘定資産残高

該当ありません。

② 特別勘定資産

該当ありません。

③ 特別勘定の運用収支

該当ありません。

4. 責任準備金の残高の内訳

<2011年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		0	0	—	—	0
海上		—	—	—	—	—
傷害		531	318	—	—	849
自動車		—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—
合計		532	318	—	—	850

<2012年度>

(単位：百万円)

種目	内訳	普通責任 準備金	異常危険 準備金	払戻積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災		0	0	—	—	0
海上		—	—	—	—	—
傷害		699	418	—	—	1,117
自動車		—	—	—	—	—
自動車損害賠償責任		—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—
(うち賠償責任)		—	—	—	—	—
(うち信用・保証)		—	—	—	—	—
合計		700	418	—	—	1,118

(注) 地震保険の責任準備金については、普通責任準備金欄に記載しております。

5. 期首時点支払備金（見積額）の当期末の状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握見積り差額
2012年度	353	304	51	△ 2
2011年度	310	270	74	△ 34
2010年度	296	255	55	△ 14

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しております。
 3. 当期把握見積り差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

6. 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

① 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度	2008年度			2009年度			2010年度			2011年度			2012年度		
	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金＋支払備金	728			822			744			989			989		
1年後	718	0.986	△ 10	834	1.014	11	785	1.055	41	1,001	1.012	11			
2年後	721	1.004	3	830	0.995	△ 3	787	1.003	2						
3年後	718	0.996	△ 3	828	0.998	△ 1									
4年後	708	0.987	△ 9												
最終損害見積り額	708			828			787			1,001			989		
累計保険金	708			797			786			982			732		
支払備金	0			30			1			19			257		

- (注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額であります。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しております。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しております。

② 自動車

該当ありません。

③ 賠償責任

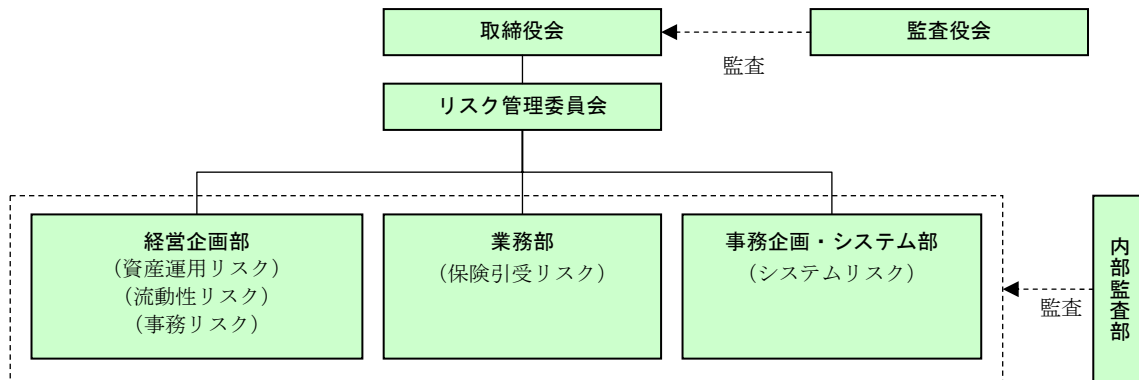
該当ありません。

IV 保険会社の運営

1. リスク管理体制

当社では、損害保険事業を取り巻く多様なリスクを適切に管理するために、個別のリスクに関わる業務を所管する各部署（リスク管理担当部門）が、リスクごとに、その所在や特性に対する理解を踏まえ管理を行うほか、経営として当社が直面しているリスク全体を統合的に管理するために、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、各リスク管理担当部門からの情報を組織横断的に把握・評価したうえで、総合的に対応する体制としています。

そして、これらの体制は、リスク管理規程などの社内規程に基づき運営されています。



(1) 保険引受リスク管理

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、引受基準に基づき保険契約を引き受けることや、損害率が予測していた水準内にあるか等について定期的に検証すること、さらに再保険契約により危険を分散することなどにより、保険引受リスクを管理しています。

当社の出再方針

当社では、主として集中リスクに起因する異常損害の影響から経営の安定を確保するために、保有金額に限度額を設定し、その限度額を超える保険金支払責任について出再を行っています。

再保険カバーは、主としてロイズを始め欧州の再保険者から入手していますが、再保険者の選定にあたっては、外部格付機関の評価等により財務内容等出再先の健全性を確認し、万一の場合再保険金の回収に支障をきたすことのないようにしています。

当社の受再方針

当社は、「地震保険に関する法律」に基づく地震再保険契約を除き、受再を行わないこととしています。

(2) 資産運用リスク管理

資産運用リスクとは、市場の相場変動に伴い当社が保有する資産の価値が減少することや、負債の特性に応じた資産管理を行えず不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資産運用規程に基づき資産運用の手段を当面預貯金等に限定することで、市場の変動による価値減少リスクを極力排除しています。また、取扱商品は主として海外旅行保険であるため、多額の満期返戻金等を支払う必要がありません。

したがって、現状では当社の資産運用リスクは極めて限定的ですが、資産の自己査定や資産運用状況の検証を定期的に行うとともに、市場動向の把握等を継続的に行うこととしています。

資産運用リスクの管理については、今後資産の規模の拡大や特性の多様化に応じて、随時見直しを行っていく予定です。

(3) 流動性リスク管理

流動性リスクとは、大規模災害の発生に伴う巨額の保険金支払や多額の解約返戻金支払等により資金繰りが悪化し、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや、市場の混乱等のために通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、資金繰りの日常管理のほか、当社が出再する再保険者の財務内容の管理を主体として、流動性リスクを管理

しています。

(4) 事務リスク管理

事務リスクとは、当社の役員・社員または代理店が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

事務リスクに対応するために、当社では、的確な事務処理の遂行に必要な社内規程・マニュアル等を整備するとともに、社員・代理店に対する教育を通じて事務取扱に関するルールを周知徹底していくこととしています。

(5) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動等の不備が生じることや、コンピュータシステムが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、バックアップセンターの設置により、万一コンピュータシステムに不具合が生じた場合や災害が発生した場合の影響を最小限に抑えるとともに、セキュリティポリシー、セキュリティスタンダード等を整備し、コンピュータシステムに対するセキュリティ対策を実施しています。

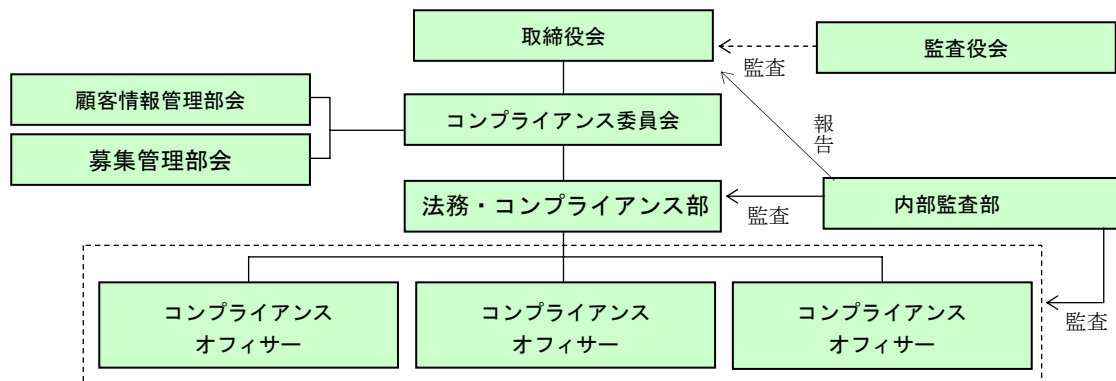
2. 法令等遵守の体制

当社は、法令等遵守（コンプライアンス）を損害保険会社経営の基本的かつ最重要の課題と捉え、コンプライアンスに関する基本事項を定めたコンプライアンス基本方針を策定し、これを具体化したコンプライアンス規程、および当社が目指す方向と役職員の判断基準を示した倫理行動規範を整備しています。

具体的な取組にあたっては、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社のコンプライアンス態勢の構築と確保を主導する機関として位置付けています。このコンプライアンス委員会の下に顧客情報の適正な管理を行うための態勢整備を課題とする顧客情報管理部と保険募集における顧客保護を課題とする募集管理部を設置しています。

コンプライアンス委員会の事務局をはじめとして、コンプライアンス統括部門として法務・コンプライアンス部が各種施策の立案、推進等を行い、各部署に配置したコンプライアンス・オフィサーが施策の実現を担う体制としています。

また、取締役会は、コンプライアンス推進のための実行プランであるコンプライアンス・プログラムを毎年策定し、当社の各コンプライアンス組織は、これに従いコンプライアンス態勢の構築と確保を推進しています。



(2013年6月30日現在)

コンプライアンス基本方針

1. 損害保険会社は、常に高い公共性と社会的責任を求められていることを深く認識し、法令の遵守（コンプライアンス）を前提とした自律の責任による公正かつ公平な業務運営を通じて社会の期待と信頼に応えてまいります。
2. 法令遵守（コンプライアンス）を広義に捉え、法令・企業倫理・社会規範を統合したコンプライアンスを基礎に適正な企業活動を行ってまいります。
3. 顧客の保護の観点から、法令遵守（コンプライアンス）を基礎に据え、顧客ニーズに沿った質の高い商品・サービスの提供を行なってまいります。
4. 顧客・株主・取引先・職員その他地域とのコミュニケーションを拡げ、企業情報の適正かつ積極的な開示に努めてまいります。
5. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを持たず、また、これらから圧力を受けた場合は断固とした対応をとってまいります。

3. 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

当社において取り扱う保険契約は、保険業法第3条第5項第2号に掲げる保険に係る保険契約には該当するものの、保険期間が1年以下のため、負債十分性テスト、ストレステストは行っておりません。ただし、責任準備金については、適正に積み立てられていることを確認しています。

4. 社外・社内の監査・検査体制

当社は、保険業法第129条および第305条の定めにより金融庁検査局および財務省財務局の検査を受けることになっております。また、会社法に基づき、会計に関する事項について新日本有限責任監査法人が会計監査人として監査にあたっているほか、監査役および監査役会が取締役の職務の執行、会社全般の業務運営、内部統制システムの整備および会計監査人による監査結果の適正性について監査にあたっています。

これら法定の監査体制に加え、他部署から独立した組織として内部監査部を設け、各部署の内部管理態勢等の適切性、有効性について内部監査を実施しています。

5. コーポレートガバナンスの体制

当社は、常に変化し続ける経営環境の中で、高い公共性と社会性を有する損害保険事業を適切に運営していくために、透明性と健全性を確保し、かつ迅速な意思決定の体制を構築することに努めています。

取締役会・監査役会

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役5名（任期2年）で構成しています。監査役会は、社外監査役3名で構成しています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

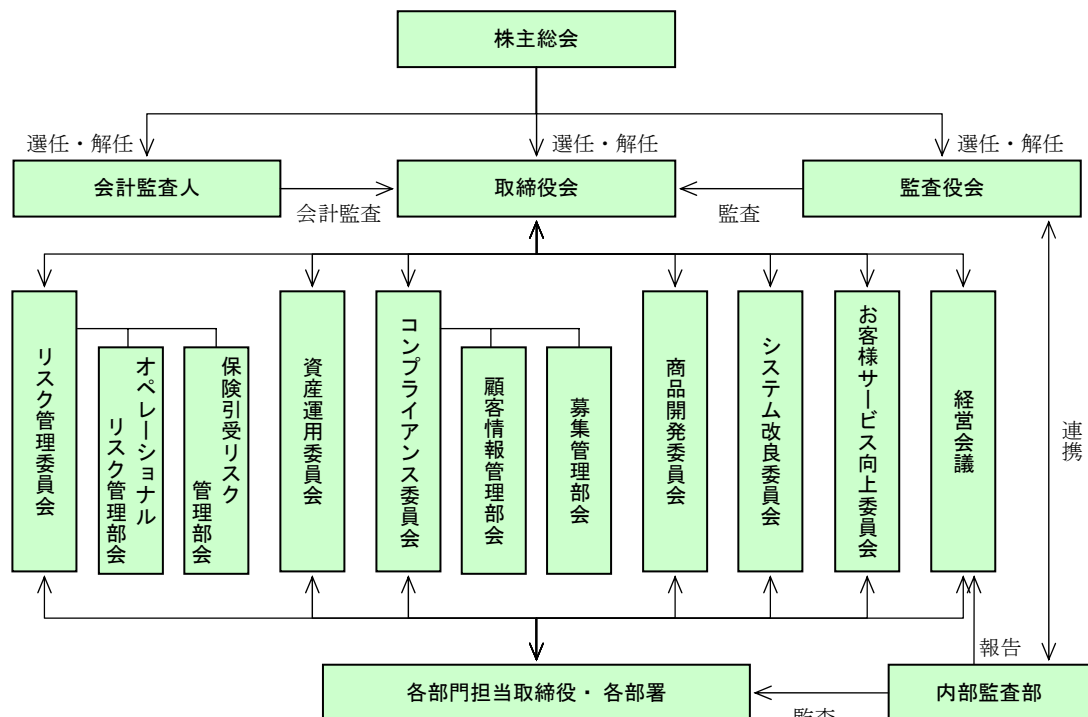
経営会議・委員会

意思決定を効率化するために、取締役会の下に経営会議や各委員会を設けています。

経営会議は常勤取締役3名、常勤監査役1名で構成し、経営に関する重要事項全般（ただし、各委員会ですら管する事項を除く。）について審議しています。

各委員会は、経営に関する重要事項のうち、それぞれが所管する事項を審議しており、社長および所管事項の担当取締役のほか、関連部門の長によりそれぞれ構成しています。さらにリスク管理委員会およびコンプライアンス委員会の下に部会を設け、より実務に近いレベルでの議論を行うことにより、委員会の機能強化を図っております。

これらの会議および各委員会には、いずれも常勤監査役および内部監査部長が出席して、必要に応じて適宜発言を行うとともに、会議の運営状況を確認しています。



6. 内部統制システムの構築に関する基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、適切な内部統制システムを構築することが、取締役会の重要な責務であることを確認し、取締役会において下記のとおり「内部統制に関する基本方針」を決議しています。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「倫理行動規範」および「コンプライアンス規程」をはじめとするコンプライアンスに関する規程の整備を推進するとともにコンプライアンス体制の構築と確保に積極的に取り組んでいます。
- (2) コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部門の設置などの組織体制を整備し、コンプライアンス推進の役割と責任を明確化しています。
- (3) コンプライアンス・プログラム（実践計画）に従った全社コンプライアンス推進のための施策を実行してまいります。
- (4) 内部監査体制の重要性に鑑みその充実化を図り、コンプライアンスの適合性の検証とその結果の取締役会への報告等を実行しています。
- (5) 不祥事件等の発生について社内の報告、調査等の制度を整備し、その対処、是正、届出、再発防止を適切に行います。
- (6) 「利益相反管理基本方針」および「利益相反管理基本規程」を整備し、利益相反等の顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切に管理します。
- (7) 「反社会的勢力に対する基本方針」および「反社会的勢力に対する対応基本規程」を策定し、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力に対応する態勢を整備します。
- (8) 違法行為等の発生についての情報確保と予防を図るために内部通報制度（コンプライアンス・ヘルプライン）を設置しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等をはじめとする情報管理に関する規程を定め、重要な会議の議事録等取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について適切に行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- (1) 当社の業務執行において経営に重大な影響をおよぼす怖れのある保険引受リスク、資産運用リスク、オペレーショナルリスク等のリスクを統合的に管理するため「リスク管理規程」等の整備を行っています。
- (2) リスク管理体制を確保するためにリスク管理委員会を設置し、当社が抱えるリスク状況の把握とその評価、制御等の全社的リスク管理を行い、その実施状況を取締役会に報告することとしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月開催し、経営論議を深めるとともに、情報共有化・取締役間の連携を図ります。
- (2) 各取締役の業務分担や指揮命令系統等を明確化するとともに報告のルール化を行い、取締役が効率的に職務の執行を行うことが出来る体制を整備、確保しています。
- (3) 意思決定の迅速化をはかるため、経営の重要事項については、経営会議で協議を行い、規程により必要な案件については、社外役員を含む取締役会での審議を経て決定を行っています。

5. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 当社監査役は、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等社内重要委員会等の会議への出席を通して、取締役および使用人との意見交換の場を確保しています。
- (2) 当社監査役は、随時稟議書、内部監査報告書等必要と認める社内文書等を閲覧します。
- (3) 取締役および使用人から直接監査役へ経営上大きな影響がおよぼおそれのある事実、不正行為、および法令や定款に違反する行為等があった場合は、速やかに報告しています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合には、その組織・要員を確保します。当面の間、社内の内部監査部門、社外会計監査法人等の協力を得て対応することとしています。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、他の取締役等からの指揮命令を受けずに監査役および監査役会の直属の使用人を配置します。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、内部監査部門等からの監査の結果を報告させるとともに、必要に応じて内部監査部門と連携した実査を含む効率的な監査を実施できる体制を確保します。

7. 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、常にお客様からご信頼いただける保険会社を目指し、お客様の個人情報の取扱いに関する方針を「個人情報保護宣言」として定め、お客様からお預かりした大切な情報を適切に管理し、お客様のプライバシーの保護に努めています。

個人情報保護宣言 （個人情報保護に関する基本方針）

当社は、皆様にご信頼いただき、お選びいただける損害保険会社となるため、皆様の大切な個人情報の保護を重要な社会的責務であると認識しております。

当社は、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」をはじめとして関連する法令や、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」その他のガイドラインや日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の適正な取扱いが行われるよう当社代理店、当社従業員への教育・指導の徹底に取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善に努めてまいります。

1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。具体的には、保険契約申込書、保険金請求書、その他関係書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。

また、各種お問い合わせ、相談、事故報告等をお電話でご連絡いただいた場合、正確に内容を記録するため、通話内容を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的および下記5. 6. に掲げる目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的は、お客様にとってより明確になるように努め、ホームページなどで公表します。なお、取得の状況に応じて利用目的を限定するように努め、申込書などに記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページなどにより公表します。

- (1) 当社が取り扱う各種商品の販売・サービスのご案内・提供（契約の引受、維持、管理、損害調査業務含む）、およびこれに付帯・関連するサービス業務を行うため
- (2) 当社および当社の関連会社が扱う各種商品やサービスのご案内・提供のため
- (3) 各種イベント・キャンペーンなどのご案内、各種情報の提供のため
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求のため
- (5) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施などによる新たな商品・サービスの開発のため
- (6) 当社または当社代理店が提供する商品・サービスなどに関するアンケート実施のため
- (7) お問い合わせ・依頼などへの対応のため
- (8) 他の事業者から委託された業務（個人情報またはデータの処理の全部または一部についての委託）の遂行のため
- (9) 当社の代理店委託・管理、職員の採用・雇用管理などに関する業務のため
- (10) その他保険に関連・付随する業務のため

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- (3) 再保険手続きを行う場合
- (4) 関連会社・提携会社との間で共同利用を行う場合（下記6. 関連会社・提携会社との共同利用をご覧ください。）
- (5) 損害保険会社等との間で共同利用を行う場合（下記5. をご覧ください。）

4. 個人データ取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば主に次のような場合に、個人データの取扱いを外部に委託しています。

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 損害調査に関わる業務
- (3) 情報システムの保守・運用に関わる業務

5. 損害保険会社間の情報の相互利用制度など

- (1) 損害保険業界の不正請求防止制度などについて

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社などとの間で、個人データを共同利用しています。詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

- (2) 代理店など情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の社員などの採用などのために、損害保険会社との間で、損害保険代理店などの従業者に係る個人データを共同利用します。また、損害保険代理店への委託などのために、日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者などの情報に係る個人データを共同利用しています。

詳細につきましては、日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp/>

6. 関連会社・提携会社との共同利用

当社と、当社の関連会社・提携会社との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1) 個人データの項目 住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日その他申込書などに記載された契約内容および保険事故等に関する内容
- (2) 管理責任者 エイチ・エス損害保険株式会社
- (3) 共同利用を行う関連会社・提携会社
 - ・関連会社 現時点で共同利用を行う会社はありません（2013年6月末日現在）。
 - ・提携会社 現時点で共同利用を行う会社はありません（2013年6月末日現在）。

7. センシティブ（機微）情報の取扱い

当社は、「保険業法施行規則第53条の10」および「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」に基づき、政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいう）、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療および性生活などのセンシティブ情報は、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- (1) 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (2) 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (3) 保険料収納事務などの遂行上必要な範囲において、政治・宗教などの団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- (4) 法令などに基づく場合
- (5) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- (6) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- (7) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (8) センシティブ情報に該当する生体認証情報をお客様の同意に基づき、本人確認に用いる場合

8. 契約内容・事故に関する照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店もしくは営業店または下記12. のお問い合わせ窓口まで、また事故に関するご照会については、「ご契約のしおり」または保険証券、保険契約証もしくは加入者証に添付の「保険約款」に記載の

『保険金請求に関するお問い合わせ』先、または下記 12. のお問い合わせ窓口まで、お問い合わせください。ご照会者ご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9. 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等の手続き

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等および利用停止等に関するご請求については、下記 12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者ご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。通知および開示の請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。詳しくは、お問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確な情報に変更させていただきます。

10. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規定などの整備および安全管理措置に係る実施体制の整備など、十分なセキュリティ対策を講じます。

また、当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

安全管理措置に関するご質問については、下記 12. のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

なお、当社のサイトでは、お客様に関する情報を SSL (Secure Sockets Layer) の高度なデータ暗号化システムを採用しお客様と通信しています。また、サイト内における情報の保護にも、ファイヤウォールの設置等、万全を期していますが、インターネット通信の性格上セキュリティを完全に保証するものではありませんのであらかじめご了承ください。

当社のサイトには、外部サイトへのリンクがあります。リンク先のウェブサイトは弊社が運営するものではありませんので、お客様の個人情報等の保護についての責任はリンク先にあります。

11. 継続的な改善の取り組み

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的な見直しを行い、継続的な改善に努めます。また、この個人情報保護宣言の内容に変更が生じた場合、すみやかにご通知するか弊社のホームページなどに掲載し、公表します。

12. 個人情報に関するお問合せ窓口

当社は、個人情報の取扱いに対する苦情・相談に対し適切・迅速に対応します。

当社からの E メール、ダイレクトメールなどによる新商品・サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお客様相談室までお申出ください。ご本人からのご希望であることを確認させていただき、これらの発送停止など自主的な利用停止などをいたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、ならびに安全管理措置などに関するご質問は、お客様相談室までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

お客様相談室

電話 0120-937-836 (祝日・年末年始を除く月～金 午前 9 時～午後 5 時)

ホームページアドレス <http://www.hs-sonpo.co.jp/>

なお、当社は、個人情報保護法第 37 条に規定する認定個人情報保護団体である日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

日本損害保険協会 そんぽADRセンター東京 (損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 2-105 ワテラスアネックス 7 階

電 話 ナビダイヤル (全国共通・通話料有料) 0570-022808

IP 電話や PHS から 03-4332-5241

(受付時間：午前 9 時 15 分～午後 5 時 土日祝祭日および年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

8. 反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、反社会的勢力との関係を遮断し排除するとともに、役職員一同がこれを遵守することにより、当社に対する公共の信頼を維持し、当社の業務の適切性と安全性の確保に努めます。

(1) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。

(2) 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、経営陣以下組織全体で対応するとともに、これに対応する役職員の安全を確保します。

(3) 外部専門機関との連携

反社会的勢力に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携を図ります。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、これを毅然と拒絶するとともに、民事および刑事の両面からの法的対抗手段を講じます。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対しては、いかなる理由があっても裏取引や資金の提供などは絶対に行いません。

9. 利益相反管理の基本方針

当社は、当社または当社のグループ金融機関等（以下総称して「当社グループ」といいます。）が行う保険関連業務に係る取引において、お客様の利益が不当に害されることがないように、法令等の定めに従い以下の通り利益相反管理基本方針を定め、適正な業務遂行に努めます。

(1) 対象取引およびその特定

利益相反とは、当社グループとお客様の間または当社グループのお客様相互の間で利益が相反する状況をいいます。

本方針が対象とする「利益相反のおそれのある取引」とは、当社グループが行う保険関連業務に係る取引のうち、利益相反を生ずることにより、お客様の利益を不当に害するおそれがある取引をいいます。

対象取引に該当するか否かについては、当社グループ内各社の個別状況を考慮し、かつ当該取引の個別事情等を総合的に検討し、決定します。

(2) 利益相反の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合は、次に掲げる方法やその他方法等により、当該お客様の保護を適正に確保すべく対象取引を管理します。

- ・対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ・対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示し同意を取得する方法

(3) 利益相反管理体制の整備

当社は、営業部門から独立した利益相反管理統括部署および利益相反管理統括者を設置し、利益相反のおそれのある取引の管理に必要な情報の収集を行う等、利益相反取引を一元的に適切に管理し、同時に当社の役職員に対して本方針の周知徹底をはかります。

また、利益相反管理態勢の整備状況等の検証については、内部監査部門が定期的監査を実施します。

(4) 利益相反管理の対象とする会社の範囲

当社のほか、以下に該当する当社グループの金融機関等を管理の対象とします。

① 当社の親金融機関等

② 当社の子金融機関等

(注) 保険業法第100条の2の2をご参照ください。

V 財産の状況

1. 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	2011年度	2012年度	科 目	2011年度	2012年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	2,075	2,371	保険契約準備金	1,097	1,331
有価証券	20	35	支払備金	247	213
株式	20	35	責任準備金	850	1,118
有形固定資産	19	17	その他負債	521	566
建物	6	8	共同保険借	33	—
その他の有形固定資産	12	9	再保険借	110	118
無形固定資産	179	215	未払法人税等	84	148
ソフトウェア	179	215	預り金	5	5
その他の無形固定資産	0	0	未払金	55	55
その他資産	541	562	仮受金	231	238
代理店貸	276	269	賞与引当金	23	26
共同保険貸	0	—	価格変動準備金	0	0
再保険貸	43	59	負債の部合計	1,642	1,925
未収金	72	78	(純資産の部)		
未収収益	0	0	資本金	1,612	1,612
預託金	18	27	利益剰余金	△ 251	△ 105
地震保険預託金	0	0	繰越利益剰余金	△ 251	△ 105
仮払金	81	83	株主資本合計	1,360	1,506
前払費用	36	36	純資産の部合計	1,360	1,506
その他の資産	10	5			
繰延税金資産	167	257			
投資損失引当金	—	△ 27			
資産の部合計	3,003	3,431	負債及び純資産の部合計	3,003	3,431

〔貸借対照表の注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）を採用しております。

(2)無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方と比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ0.3百万円増加しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

4. 投資損失引当金は、投資による損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、時価を把握することが極めて困難な有価証券について、将来発生する可能性のある損失見込額を計上しております。

5. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。

6. 価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社は資金運用については、主として短期的な預金によっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現金及び預貯金	2,371	2,371	—
② 代理店貸	269	269	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

現金及び預貯金、並びに代理店貸

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額35百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

10. 有形固定資産の減価償却累計額は57百万円であります。

11. 関係会社に対する金銭債務は151百万円であります。

12. 繰延税金資産の総額は 257 百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は責任準備金 234 百万円であります。

13. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

14. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金（出再支払備金控除前）	308	百万円
同上にかかる出再支払備金	94	百万円
差引	213	百万円

15. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金（出再責任準備金控除前）	870	百万円
同上にかかる出再責任準備金	170	百万円
差引（イ）	699	百万円
その他の責任準備金（ロ）	418	百万円
計（イ＋ロ）	1,118	百万円

16. 1株当たりの純資産額は 46,722 円 04 銭であります。

17. 重要な後発事象

該当事項はありません。

18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2011年度	2012年度
経 常 収 益	2,835	3,157
保 険 引 受 収 益	2,833	3,154
正 味 収 入 保 険 料	2,833	3,121
積 立 保 険 料 等 運 用 益	0	0
支 払 備 金 戻 入 額	—	33
資 産 運 用 収 益	1	1
利 息 及 び 配 当 金 収 入	1	1
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	0	0
そ の 他 経 常 収 益	0	0
経 常 費 用	2,714	2,911
保 険 引 受 費 用	2,017	2,109
正 味 支 払 保 険 金	687	719
損 害 調 査 費	200	195
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	875	926
支 払 備 金 繰 入 額	29	—
責 任 準 備 金 繰 入 額	224	268
為 替 差 損	0	0
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	696	774
そ の 他 経 常 費 用	0	27
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	—	27
そ の 他 の 経 常 費 用	0	0
経 常 利 益	121	245
特 別 損 失	0	11
固 定 資 産 処 分 損	—	11
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益	121	233
法 人 税 及 び 住 民 税	75	177
法 人 税 等 調 整 額	△ 167	△ 89
法 人 税 等 合 計	△ 91	87
当 期 純 利 益	212	145

〔損益計算書の注記〕

1. 関係会社との取引による収益の総額は587百万円、費用の総額は1,562百万円であります。

2. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	4,683 百万円
支 払 再 保 険 料	1,561 百万円
差 引	3,121 百万円

3. 正味支払保険料の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	1,037 百万円
回 収 再 保 険 金	318 百万円
差 引	719 百万円

4. 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支 払 諸 手 数 料 及 び 集 金 費	1,622 百万円
出 再 保 険 手 数 料	695 百万円
差 引	926 百万円

5. 支払備金戻入額の内訳は次のとおりであります。

支 払 備 金 戻 入 額 (出 再 支 払 備 金 控 除 前)	44 百万円
同 上 に か か る 出 再 支 払 備 金 戻 入 額	11 百万円
差 引	33 百万円

6. 責任準備金繰入額の内訳は次のとおりであります。

普 通 責 任 準 備 金 繰 入 額 (出 再 責 任 準 備 金 控 除 前)	181 百万円
同 上 に か か る 出 再 責 任 準 備 金 繰 入 額	13 百万円
差 引	168 百万円
そ の 他 の 責 任 準 備 金 繰 入 額	99 百万円
計	268 百万円

7. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	1 百万円
そ の 他 利 息 ・ 配 当 金	0 百万円
計	1 百万円

8. 1株当たりの当期純利益は4,508円03銭であります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額	科 目	期 末 残 高
その他の関係会社 主要株主	㈱エイチ・ アイ・エス	被所有 直接18.6%	損害保険代理店の委託	代理店手数料の支払	1,562	未払手数料	151
			保険契約の引受	元受保険料の受取	587	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 代理店手数料は他社との競合等を勘案して、合理的に設定した手数料率によっております。

(2) 保険契約は普通保険約款に従い、引き受けております。

2. 上記(1)の金額には消費税等が含まれております。

10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2011年度	2012年度
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		121	233
減価償却費		79	76
減損損失		—	—
支払備金の増減額 (△は減少)		29	△ 33
責任準備金の増減額 (△は減少)		224	268
利息及び配当金収入		△ 1	△ 1
支払利息		0	0
その他の資産(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△ 211	6
その他の負債(除く投資活動関連・財務活動関連)の増減額 (△は減少)		164	△ 15
その他		—	—
小 計		405	533
利息及び配当金の受取額		1	1
利息の支払額		0	0
法人税等の支払額		△ 1	△ 113
営業活動によるキャッシュ・フロー		405	421
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		—	△ 15
有価証券の売却・償還による収入		—	—
資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)		(405)	(406)
有形固定資産の取得による支出		△ 10	△ 7
有形固定資産の売却による収入		—	—
その他		△ 57	△ 104
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 68	△ 126
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入		—	—
株式の発行による収入		—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		336	295
現金及び現金同等物の期首残高		1,738	2,075
現金及び現金同等物期末残高		2,075	2,371

[キャッシュ・フローの注記]

1. 重要な非資金取引の内容

非資金取引について記載すべき重要なものはありません。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

3. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	年 度	2011年度	2012年度
株主資本			
資本金			
当期首残高		1,612	1,612
当期変動額		—	—
当期末残高		1,612	1,612
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
当期首残高		△ 463	△ 251
当期変動額			
当期純利益		212	145
当期末残高		△ 251	△ 105
株主資本合計			
当期首残高		1,148	1,360
当期変動額			
当期純利益		212	145
当期末残高		1,360	1,506
純資産合計			
当期首残高		1,148	1,360
当期変動額			
当期純利益		212	145
当期末残高		1,360	1,506

[株主資本等変動計算書の注記]

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	32,240	—	—	32,240

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

2. リスク管理債権

(1) 破綻先債権

該当ありません。

(2) 延滞債権

該当ありません。

(3) 3ヶ月以上の延滞債権

該当ありません。

(4) 貸付条件緩和債権

該当ありません。

3. 債務者区分に基づいて区分された債権

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

該当ありません。

(2) 危険債権

該当ありません。

(3) 要管理債権

該当ありません。

(4) 正常債権

該当ありません。

4. 保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況 (単体ソルベンシー・マージン比率)

(単位：百万円、%)

	2011年度	2012年度
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	1,679	1,924
資本金又は基金等	1,360	1,506
価格変動準備金	0	0
危険準備金	—	—
異常危険準備金	318	418
一般貸倒引当金	—	—
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	—	—
土地の含み損益	—	—
払戻積立金超過額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	—	—
その他	—	—
(B) 単体リスクの合計額	546	593
$\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$		
一般保険リスク (R ₁)	386	435
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	—	—
予定利率リスク (R ₃)	—	—
資産運用リスク (R ₄)	27	33
経営管理リスク (R ₅)	16	18
巨大災害リスク (R ₆)	141	138
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	614.6	648.7

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第 86 条及び第 87 条並びに平成 8 年大蔵省告示第 50 号の規定に基づいて算出しております。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」(表の「(B) 単体リスクの合計額」)に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(表の「(A) 単体ソルベンシー・マージン総額」)の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(表の(C))です。
単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成 23 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)から算出にかかる法令等が改正されています。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

- ① 保 険 引 受 上 の 危 険 : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る
(一 般 保 険 引 受 リ ス ク) 危険(巨大災害に係る危険を除く)
(第 三 分 野 保 険 の 保 険 リ ス ク)
- ② 予 定 利 率 上 の 危 険 : 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ること
(予 定 利 率 リ ス ク) により発生し得る危険
- ③ 資 産 運 用 上 の 危 険 : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動する
(資 産 運 用 リ ス ク) ことにより発生し得る危険等
- ④ 経 営 管 理 上 の 危 険 : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及
(経 営 管 理 リ ス ク) び⑤以外のもの
- ⑤ 巨 大 災 害 に 係 る 危 険 : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)に
(巨 大 災 害 リ ス ク) より発生し得る危険

・「損害保険会社が保有している資本・準備金等の支払余力」(ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額を除く。)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が 200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

5. 時価情報

該当ありません。

6. その他

保険業法第 111 条第 1 項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等については、会社法による新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

VI 保険会社およびその子会社等の概況

1. 保険会社およびその子会社等の主要な概況

該当ありません。



〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3番29号 フォーキャスト市ヶ谷7F

<http://www.hs-sonpo.co.jp>